

キャッシュレス取引|裁判例の動向 (平成31年～令和2年3月)

山本 豊

京都大学名誉教授

平成31年～令和2年3月に現れたキャッシュレス取引裁判例の中から、新味があると思われるもの、興味を惹いたものを概観する。

I. はじめに

キャッシュレス取引に関する今期の裁判例の動向（全体的傾向）としては、以下の諸点を指摘することができる。

まず、キャッシュレス取引の種類別では、個別クレジットに関する裁判例が多く、クレジットカードに関するものがそれに続き、電子マネー等、新興のキャッシュレス決済を取り扱う裁判例は見られないという状況にある。対象期間においては、令和元年10月から消費税率引上げに伴う需要平準化対策の一環として、政府の予算を投じた「キャッシュレス・消費者還元事業」が推進された一方、大手コンビニエンス・ストア系のスマートフォン決済サービスが第三者によって不正利用され、サービス提供終了に追い込まれた問題など、民事の法的問題（なお、これに関して、土肥里香「コード決済の不正利用と補償」金法2133号46頁参照）に発展しうる事象も少なからず発生したところであるが、こうした問題には、行政の指導と事業者の補償対応等によって対処され、裁判所の判断が求められ

る局面は、いまのところ生じていないようである。

今期においては、最高裁判決は出ておらず、下級審の裁判例が着実に積み重ねられた。それらの裁判例の中には、一見目立たないようであっても、子細に見ると検討に値する問題を含んでいるものが、散見されるように思われる。

裁判例の内容に関していえば、クレジットカード取引に関しては、決済代行契約に絡む事案を扱う裁判例が複数現れているのが、今期の特徴と云える。また、個別クレジットに関しては、割賦販売法（以下、「割賦法」という）の基本的構造理解に関わる論点を取り扱う後掲①東京地判平31・1・29、後掲②東京高判令元・11・14が得られたほかに、今期の傾向として、加盟店契約上の義務違反を理由に信販会社が加盟店に対して請求を行う事案を扱う裁判例が、複数登場している。また、両分野（クレジットカード・個別クレジット）を通じて、令和2年4月1日の「民法の一部を改正する法律」(平29法44。以下、「改正民法」という)施行を前に、債権譲渡の承諾に関する論点を扱う裁判例が、いくつか現れていることにも、注意しておきたい。

なお、今期においては、暗号資産に関して、暗号資産交換事業者とそのサービスの利用者

との間の紛争を扱う裁判例が複数現れており、このうちいくつかのものを対象として検討を加える。抽象的に考えると、商品やサービスに対する対価の支払に暗号資産を利用する場合が、キャッシュレス取引の場面であるので、「キャッシュレス取引」の定義をやや踏み越えることにはなるが、すでに示してある方針(山本豊「キャッシュレス取引判例研究会の発足にあたって」本誌9号7頁)にしたがい、キャッシュレス取引の場面でも問題になりうる論点(アカウントサービスに求められるセキュリティ水準、免責条項の解釈・効力等々)を扱っているという観点から、取り上げることとしたものである。

Ⅱ. クレジットカード

1 カード会社の説明義務

クレジットカード取引については、まず、クレジットカード発行会社の適用為替レートに関する説明義務違反の有無が争われた事例である①東京地判平31・1・18(2019WLJPCA01188016)を取り上げよう。この事案では、カード発行会社Yのカード会員Xが、カードを利用して海外加盟店からイギリスポンド建て693ポンドの商品を購入するに当たり、いつの時点の為替レートが適用されるか等につきYに問い合わせたところ、Yのオーソリセンターの担当者は、適用される為替レートは、商品購入日ではなく、その後に会員請求が確定した日のものである旨は回答したものの、海外利用時事務処理手数料(国内カード会社が発行するVisaのクレジットカードを海外加盟店で利用する場合には、Visaが運営するVisaネットシステムを使用して当該加盟店へ

の支払が行われるが、この場合に国内カード会社がVisaに支払うVisaネット使用料の原資等を賄うため会員に負担させている手数料)相当分を加算した為替レートを適用する旨の説明を行わなかったと主張し、これがYの説明義務違反に当たるとして、Yに対し、事務処理手数料相当の損害の賠償を請求した。しかし、本判決は、仮に、Xの主張するとおりの内容の問い合わせをした事実が認められるとしても、Xは、Yの担当者に対し、海外送金の方法と本件カードを利用する方法のいずれを採るべきか迷っている旨伝えたり、本件商品の購入代金の決済金額の具体的計算方法を問い合わせたりしたものではないし、海外利用時事務処理手数料についての質問をしたものでもないこと、Yが本件カード会員規約やホームページ上で海外利用時事務処理手数料について明示していたことからすると、Yに当該手数料について説明すべき義務があったとはいえないと判示して、Xを敗訴させた。

2 不正利用

クレジットカードの不正利用に関しては、②東京地判令元・9・25(2019WLJPCA09258012)が出ている。カード会員Xがクレジットカード会社Yに対し、Xが刑事施設に収容されている間にはクレジットカードを利用できないにもかかわらず、その料金がXの預金口座から引き落とされるなどしたとして、不当利得返還請求権に基づき、前記引き落とし等に係る利用料金等の支払を請求した事案に関し、Xが刑事施設に収容された後は、家族会員であるXの妻が、カードを利用していたと認め、カード会員規約の定めにより、Yの利得には法律上の原因があると判示し、Xの請求を退けた判決である。

3 債権譲渡の事前承諾取付け条項の効力

クレジットカード発行会社が、そのカード会員規約において、会員に対するカード利用代金等の債権を金融機関・債権回収会社等に譲渡することについて、会員にあらかじめ異議なく承諾いただく旨を定めている場合、この定めは有効といえるか。③東京地判令2・1・31(2020WLJPCA01318004)では、クレジットカード会社Aから、Aのカード会員Yに対するクレジットショッピング利用代金等の債権を譲り受けた債権回収会社Xが、Yに対し、譲受債権の支払を請求した事案において、まさにこの点が問題となった。本判決は、債権譲渡についての債務者の承諾は、債権譲渡の債務者に対する対抗要件であって(民法467条1項。なお、本稿において引用する民法の条文は、改正前民法のそれである)、専ら債務者を保護するためのものであるから、債務者が自らその利益を放棄して債権譲渡を事前に承諾することは有効であると解し、また、本件承諾のように、会員規約に基づくカード会員に対する債権という一定の範囲の債権を、金融機関等という一定の範囲の譲受人に対して譲渡することについて、債務者が事前に承諾することも、債務者がこれをする以上、その債務者対抗要件としての効力を否定する理由はないと判示し、Xの請求を認容した(→個別判例研究①)。

4 決済代行契約

1から3までの項目において見てきた裁判例は、いずれもクレジットカード発行会社とカード会員との間の法律関係に関するものであるが、クレジットカード取引には、これ以外にも数多くのプレイヤーが関与しており、とりわけアンバンドリングの進展の中で、決

済代行業者と称される事業者の果たす役割が増えてきていることは、よく知られている。もっとも、この決済代行に関わる法律問題については、平成28年の改正割販法が「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に関する規律の導入を通じて若干の取組を行った(割販法35条の17の2第2号等を参照)点を除けば、従来必ずしも検討の素材が十分得られず、研究も進捗していなかった。そうした中、今期においては、これに関わる裁判例が複数得られた。扱っている法的論点は異なるものの、それぞれ貴重なものであり、順次紹介する。

まず、④東京地判令元・8・9(2019WLJPCA08098011)は、クレジットカード発行会社-海外銀行(海外アクワイアラー)-PSP(payment service provider)-X-A-Y-B-加盟店という仕方でクレジットカード決済に係る取引関係が連鎖する中において、シンガポールの決済代行業者であるXと日本の決済代行業者であるYとの間で生じた民事紛争に関する判決である。Xが、BのYに対するクレジットカード決済代行契約に基づく金員支払請求権を譲り受けたと主張して、Yに対し金員の支払を請求し(本訴)、Yが、AのXに対するクレジットカード決済代行契約に基づく金員支払請求権を譲り受けたと主張して、Xに対し金員の支払を請求した(反訴)。本訴に関して、Yは、Xがクレジットカード発行会社が定めるブランドルールに違反しているため、クリーンハンズの原則からXの請求は許されないと主張したが、本判決は、仮にXがブランドルールに違反していたとしても、直ちにYに対する請求が許されないものではなく、Yの主張によればY自身もブランドルー

ルに違反していることも考慮すれば、Yの主張は採用することができないなどと判示し、Xの請求を認容した。他方、反訴請求については、日本の国際裁判管轄を否定し、請求を却下した(→個別判例研究②)。

次に、⑤東京地判令2・1・24(2020WLJPCA01248007)は、クレジットカードの決済代行会社A(本訴提起後、破産宣告を受け、破産管財人Xが訴訟手続を受継)は、アイルランド法人である通信販売業者Y₁と決済代行契約を結び、Y₁からクレジットカード取引の決済金が入金されるA用の専用口座の開設及びその決済金を当該口座から引き落とすためのID及びパスワードの交付を受けていたところ、Y₁の代表者であるY₂が、正当な理由なく前記ID及びパスワードを変更したことにより、決済金を当該専用口座から受領することができなくなり損害を被った等と主張して、Y₁・Y₂に対し不法行為に基づく損害賠償等の請求をした事案に関し、大筋でXの主張を認め、請求の大部分を認容した(→個別判例研究③)。

さらに、クレジットカードの加盟店募集人であるXが、主位的には、包括加盟店であるY₁らが共謀してその法人格を濫用することにより、XのY₂(加盟店募集業者)に対する加盟店募集に係る紹介店契約に基づく紹介手数料債権を違法に侵害し、これにより未払の紹介手数料相当額の損害を被った旨主張して、Y₁らに対して共同不法行為による損害賠償を請求し、予備的に、Y₂に対し、本件紹介店契約に基づき、未払の紹介手数料を請求した事案において、Y₁らに対する主位的請求は退けつつ、Y₂に対する予備的請求を認容した判決として、⑥東京地判令元・12・

24(2019WLJPCA12248007)が、出ている。

Ⅲ. 個別クレジット

1 契約の営業性

個別クレジット(個別信用購入あっせん)に関しては、まず、個別クレジット契約の営業性の有無を判断したものとして、次の4件の裁判例が出ている。以下で見る通り、いずれの判決も、事案における契約の営業性を肯定し、購入者を敗訴させている。

1件目の⑦東京地判平31・3・1(2019WLJPCA03018007)は、司法書士であるXが、事務機器(サーバー)の購入にかかる立替払契約上の債務が存在しないと主張して、信販会社Yにその確認を求める等した事案に関する判決である。本判決は、割販法8条及び35条の3の60第1項1号及び第2項1号にいう「営業のために若しくは営業として締結するもの」の意義につき、取引が、購入者等にとって「営利の目的をもって、かつ、事業のために又は事業の一環として行われることを意味し、この営利の目的は、利益をあげる目的を有するかにより判断され、内心の意図によってではなく、客観的に判断されるべき性質のものである。また、事業性については、反復・継続して行う意思をもって行為が行われるかにより判断されるものであって、こちらも内心の意図によってではなく、客観的に判断されるべき性質のものであり、個人であっても、個人事業主の立場で、商品を購入し又は役務の提供を受ける場合には、『営業のために若しくは営業として』に該当する」と判示し、割販法3章の規定(本事案で問題となったのは、同35条の19の支払停止抗弁規定)

の適用除外を認め、Xを敗訴させた。

次に、⑧東京地判平31・3・27(2019WLJPCA03278038)は、信販会社Xが、ゴルフのレッスンプロであるYと締結したソフトウェア(DVD)を対象商品とする立替払契約に基づいて、Yに対して、未払の分割支払金等の支払を求めたのに対して、Yが、立替払契約の成立を争い、同契約の錯誤無効、加盟店調査義務違反(割販法35条の3の5)、不実告知(割販法35条の3の16)、書面交付義務違反(割販法35条の3の9)、支払停止の抗弁(割販法35条の3の19)、信義則違反等の反論をした事案である。本判決は、Yの主張をことごとく排斥し、なかんずく、本件立替払契約が、Yにとって「営業のために」締結された契約であるとして、割販法の前記諸規定の適用除外を認め、Xの請求を認容した(→個別判例研究④)。

3件目の⑨東京地判令元・12・20(2019WLJPCA12208022)は、レストランを経営する株式会社Yが、その経営するレストランを宣伝するためのウェブページ作成ソフトをAから購入する契約を対象とするビジネスクレジット契約につき、適用除外規定(法35条の3の60第2項1号)により支払停止抗弁や取消権を否定するとともに、「本件売買契約が公序良俗に反し無効であってAとX〔筆者注・クレジット会社〕との関係等に照らし本件売買契約と本件ビジネスクレジット契約の効力を一体的に否定することを信義則上相当とする特段の事情(最高裁平成21年(受)第1096号同23年10月25日第三小法廷判決・民集65巻7号3114頁参照)があるということもできない」とした事例である(→個別判例研究④)。

契約の営業性に関する4件目の判決は、購入者Yがクレジット会社Xの加盟店である販売業者Aからトライク(3輪バイク)を購入する際に、Xのあっせんにより提携金融機関(損害保険会社B)から代金相当額を借り入れ、XがYの委託により借入金債務の保証をする(そして、その際、借入金はBからYを介してAに支払われ、Yは、借入金をX経由でBに分割弁済する)という取引(保証委託型クレジット)に関する⑩東京地判令2・1・23(2020WLJPCA01238016)である。本件では、Yは、Cから、トライクが観光地で人気があるので、Yがトライクを購入し、これをCの経営する会社に賃貸すれば、同社が観光ホテル等に転貸し、転貸料からYに対して月々のクレジット代金相当額を上回る賃料を支払うので、確実に利益が得られると持ちかけられて、取引に至ったものであるところ、Xからの代位弁済額の請求に対し、Yは、納車未了を理由として、支払停止の抗弁を主張したが、本判決は、本件売買の目的はトライクのレンタル事業に供することにあるとして、割販法35条の3の60第2項1号の適用除外規定に基づき、割販法35条の3の19第1項の適用を否定した。

2 特殊な割賦販売(個別クレジット該当性) +債権譲渡への異議をとどめない承諾

⑪東京地判平31・1・29(判タ1478号66頁参照)とその控訴審である⑫東京高判令元・11・14(判タ1478号56頁)は、多岐にわたる争点を扱った事例であるが、なかんずく、取引の個別信用購入あっせん(個別クレジット)該当性等の争点について判断を示したという点において、注目すべき裁判例である(→個別判例研究⑤)。

これらの判決の事案は、Xが、化粧品等をY₁らに割賦販売したAらから当該割賦販売に係る売買代金債権を譲り受けたとして、Y₁らを相手取って、残代金等の支払を請求したのに対して、Y₁らが、(ア)訪問販売に係る販売店に対するクーリングオフ解除の対抗、(イ)訪問販売に係る販売店の禁止行為違反による取消しの対抗、(ウ)特定継続的役務提供に係る販売店に対するクーリングオフ解除の対抗、(エ)特定継続的役務提供に係る販売店の禁止行為違反による取消しの対抗、(オ)錯誤無効の対抗、(カ)消費者契約法4条1項に基づく取消しの対抗、(キ)個別信用購入あっせんに係るクーリングオフ、(ク)個別信用購入あっせんに係る取消し、(ケ)前記債権譲渡に対する異議をとどめない承諾の効力否定等の反論をしたというものである。

⑪(一審判決)は、(ア)～(カ)については、Y₁らによる異議をとどめない承諾が有効にされており、X(債権譲受人)は抗弁事由につき善意無過失であったとして、また、(キ)(ク)については、本件取引が個別信用購入あっせんには当たらないとして、いずれの反論も斥け、Xの請求を認容した。

このうち(キ)(ク)に関しては、前記の債権が譲渡された時点において、XがY₁らとの間で割販法35条の3の3第1項所定の個別信用購入あっせん関係受領契約を結んでいなかったことをどのように考えるかが問題となる。Y₁は、個別信用購入あっせんの定義規定である割販法2条4項は、個別信用購入あっせん関係業者が顧客から代金に相当する金銭を受領したという事実のみを規定し、個別信用購入あっせん関係業者と顧客との間の個別信用購入あっせん関係受領契約を

その要件としていないし、割販法の規制の潜脱を防止する見地から、このような契約がない場合においても、顧客の保護という割販法の趣旨を及ぼすべきであるなどと主張した。しかし、⑪判決は、個別信用購入あっせん業者に対し、個別支払可能見込額の調査義務(割販法35条の3の3第1項)や加盟店調査義務(割販法35条の3の5)を課し、一定の場合に個別信用購入あっせん関係受領契約の締結を禁止(割販法35条の3の4、割販法35条の3の7)することにより、過剰与信の防止や加盟店による違法な勧誘等の防止を図ることとしたり、個別信用購入あっせん業者に対し、個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの時点及び締結の時点における法定書面交付義務を課し(割販法35条の3の9)、加えて、一定の場合に、購入者等が個別信用購入あっせん関係受領契約に係るクーリングオフ(割販法35条の3の10から35条の3の12まで)や取消し(割販法35条の3の13から35条の3の16)をすることを認め、特に、個別信用購入あっせん関係受領契約がクーリングオフされた場合には、これに対応する加盟店との間の契約も効力を失うものとみなし、個別信用購入あっせん業者、加盟店及び購入者等の三者の間における既払の金銭の清算を定めることにより、購入者等の利益保護を図ることとしている割販法の構造に照らし、個別信用購入あっせん関係受領契約を結んでいない購入者等(債権譲渡においては、債権の譲受人と債務者との間に割販法所定の個別信用購入あっせん関係受領契約があるとはいえない)との関係において、割販法の個別信用購入あっせんに関する規律が及ぶとは解されない(割販法35条の3の19の規定の適用に

限って個別信用購入あっせん関係受領契約を要しないと解することも、法の解釈を超えるものとして、許されない)として、Y₁らの前記の主張を排斥した。

また、もう一つの主要な争点である(ケ)については、(a) Y₁らは、Aが本件割賦販売契約に基づく債権を第三者に譲渡することについて、あらかじめ異議をとどめないで承諾をする旨の条項が記載された割賦販売契約書に基づいて契約を締結したものであるところ、このような債権譲渡前の時点における譲受人を特定しない承諾も民法468条1項所定の異議をとどめない承諾に当たるか、(b) 本件承諾は、債権の譲渡人である本件販売店に対するもので、譲受人であるXに対してされたものではないところ、そのような承諾も、民法468条1項所定の異議をとどめない承諾に当たるといえるかが問題となり得るところ、⑪判決は、(a) については、そのような承諾をした場合にも、債権譲渡の後に譲受人を特定して承諾をした場合と比べて、譲受人を保護しなければならない必要性に違いはなく、譲受人を保護し取引の安全を図るという民法468条1項の趣旨が妥当し、同項所定の異議をとどめない承諾と認められる旨を述べ、また、(b) については、Aは、Y₁らとの間で割賦販売契約を結んだ上で、Xに対し、承諾条項が記載された割賦販売契約書を送付することにより、当該契約に基づくY₁らに対する債権を譲渡したものであるから、Xは、本件承諾を了知した上で債権を譲り受けたということになり、X(譲受人)に対して異議をとどめない承諾をした場合と比べて、Xを保護しなければならない必要性に違いはないから、少なくとも本件においては、民法468

条1項所定の承諾に当たる旨を判示した(なお、本件承諾の消費者契約法10条違反による無効の主張も、同法10条前段要件該当性を否定して、退けた)。

これに対し、一部の被告(Y₂・Y₃)が控訴し、これを受けて下された⑫判決は、一審判決とは異なり、Y₃につき、異議をとどめない承諾の効力を否定した(Y₂については、後述のように、前提となる抗弁自体が成立しないとされたため、異議をとどめない承諾の効力の検討はしていない)。その理由は、大要、民法468条1項の趣旨は、譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障する点にあり、譲受人の利益を保護しなければならない必要性が低いといえる場合にまで、抗弁の切断といった重大な効果を生じさせることは、適当でないところ、本件においては、承諾条項が、契約書の裏面に小さく印字された契約条項中の一条項にすぎない上、本件割賦販売契約が締結された際に、割賦代金債権が第三者に譲渡される可能性がある等の説明がされたともうかがえないから、法的知識に乏しいY₃が、債権が譲渡されることを想定して承諾したと認めることはできないこと、他方、Xは、あらかじめ顧客に対する債権を85%の代金額で買い取る旨の基本契約をAとの間で締結し、一律の基準で債権を譲り受けており、本件承諾条項の存在により、Y₃のAに対する抗弁が存在しないことを信頼して、Y₃に対する割賦代金債権を譲り受けたものではないこと、Xは、販売店の顧客に対する与信をする趣旨で債権譲渡を用いるスキームを構築し、本件販売店をこれに組み込み、このようなスキームの下において、本件各割賦販売契約の締結を実施させていたのであるから、少

なくとも経済的には、本件各割賦販売契約に係る債権譲渡は、個別信用購入あっせんに極めて類似しており、割販法35条の3の19の趣旨は、本件のような事案で債権譲渡業者が異議をとどめない承諾の存在を主張する場合にも妥当することを総合すれば、本件において債権譲受人であるXの利益を保護すべき必要性は低く、本件承諾条項は、異議をとどめない承諾としての効力を有しないものと解するのが相当であるというものである。もっとも、結論的には、Y₃については、無料でエステを受けることができるという説明を受けて、そのような利益を享受するために、結果的に販売業者の資金繰りのために名義貸ししたものであって、悪質商法の純粋な被害者であるとはいえないことから、信義則上、5割の限度でしか、抗弁（訪問販売である割賦販売契約のクーリングオフ解除）の主張を認めることはできないとされ、また、Y₂については、販売店に主張できる事由がそもそも存在しない（訪問販売や特定継続的役務提供に該当せず、また、個別信用購入あっせん関係受領契約の存在を前提とした割販法35条の3の10第1項、35条の3の13第1項、35条の3の15第1項の各規定は、個別信用購入あっせん関係受領契約の成立の主張がないため、適用されない）とされ、控訴棄却となった。

⑪⑫判決は、販売業者の顧客に対して与信をする趣旨で、販売業者と債権譲渡に関する基本契約を結び、割賦販売契約上の債権を譲り受けるというビジネス・スキームに、割販法の規律が及ぶかという問題を扱った重要な判決である。両判決は、⑪が、問題を消極に解したのに対して、⑫が、割販法35条の3の19（支払停止の抗弁）の趣旨を勘案して、

債権譲渡に対する異議をとどめない承諾の効力を否定したことにより、実質的な立場を異にすることになった。もっとも、⑫も、割販法35条の3の19の趣旨以外に、裏面約款条項性、顧客への説明や顧客の法的知識の程度をはじめとして、種々の事情を総合しての判断であるという点では、なお理論的な曖昧さを残している（承諾の不存在も割販法35条の3の19も、それぞれ単独で結論を基礎づけるのに十分なはずである）。また、⑫は「個別信用購入あっせん関係受領契約の存在を前提とした割賦販売法の規定」の適用までは認められないとも判示している（他方、個別信用購入あっせん関係受領契約が存在しない場合であっても、個別信用購入あっせんに当たり得るとする解釈は十分な論拠を有するとも付言している）ことから、本件ビジネス・スキームへの割販法の適用の論点に関して、⑪と決定的に異なっているわけではなく、割販法35条の3の19も個別信用購入あっせん関係受領契約の存在を前提とした規定に該当するかどうかの理解が、両者で異なっているために、承諾の効力の論点について、結論を異にただけであるという見方もできることには、注意が必要である。

なお、民法の債権譲渡規定との関係についていえば、民法468条1項の異議をとどめない承諾の制度は、改正民法によって廃止されたから、⑪⑫判決の判示内容は、今後は、債務者の抗弁放棄の意思表示の成立・有効性の問題の場面で参考にされるべきものといえよう。ただし、⑪⑫判決は、民法468条1項の適用問題を抽象的・一般的に扱ったわけではなく、あくまでも、少なくとも経済的には個別信用購入あっせんに極めて類似するとされ

る取引における債権譲渡への異議なき承諾の問題を扱った(それゆえ⑫判決では、実質的に見て、割販法35条の3の19の存在を強く意識した検討がされている)という点は、押さえておく必要がある。つまり、⑫判決の内在的理解としては、同判決のような判断は、債権譲渡モデルに依拠した他のキャッシュレス決済スキームであって、支払停止の抗弁のようなルールに服していないものには、及ぶものではないと解すべきであるということである。

3 名義貸し

名義貸し的な色彩をもつ事案(名義を冒用された者が、それを黙認・放置していた場合を含む)に関する裁判例は、今期も複数現れているが、他の項目で取り上げるもの(⑪⑫⑭⑮⑯⑰⑱)を除いて、ここでは、⑬東京地判平31・3・13(2019WLJPCA01298016)を紹介する。事案は、信販会社Xが、Xとの間でオートローン契約を締結し、Aから中古オートバイを購入したYに対し、未払分割払金等を請求したのに対して、Yが、いわゆるレンタルオーナー商法(本件では、Yが7年間の分割払ローンを利用してAから購入した本件中古車をBにレンタルし〔ただし、本件中古車はレンタル先のリゾートホテルにレンタルするので、オーナーであるYには納車されない〕、Bからその対価としてレンタル料〔毎月のローン分割払金+本件中古車購入代金の1%〕の支払を受けることができるという内容のものであった)の被害者である旨を主張し、具体的には、(ア)本件売買契約の締結の前提となるBとの連鎖販売取引のBの不実告知を理由とする取消しによる本件売買契約の無効、(イ)本件中古バイクの納車未了、

(ウ)Xの加盟店調査管理義務の懈怠を理由とする信義則違反、(エ)本件販売店の不実告知を理由とする本件ローン契約の取消しを主張したというものである。本判決は、(ア)(イ)(エ)の主張は、YがBの契約違反により、享受しようとした利益を得られなかったことがあるとしても、そのような利益はY自ら欺罔行為をはたらいた相手方であるXとの関係で保護されるべき利益であるとはいえず、そのようなYがXに(ア)(イ)(エ)のような主張をすることは、信義則に違反して許されないとし、(ウ)も否定して、Xの請求を認容した。

4 加盟店契約上の義務の違反に基づく請求

Iでも述べた通り、今期は、加盟店契約上の義務に違反したという理由で、信販会社が加盟店の責任を追求した事案に関する裁判例が、多数現れている。

まず、⑭東京地判平31・4・19(2019WLJPCA04198010)は、信販会社Xが、時計、宝石、貴金属の販売会社Y₁との間の加盟店契約上の規定(Y₁が、Xとのクレジット契約上の顧客以外に真実の契約者がいること、あるいはそれらの疑いがあることを知りながら、その事実を直ちにXに通知せず、顧客のXに対する申込みを黙認したとき等は、立替払金残債務相当額等をXに返還する義務を負うこと等を内容とする)に基づいて、Y₁に対し、返還義務の履行等を請求し、また、Y₁の顧客であるY₂に対し、「真実の契約者」であるのに、別人のAに高級時計の売買契約及び立替払委託契約を締結させ、Xに対し詐欺行為を行ったとして、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案を扱ったものである。本判決は、Y₁は、Aを名義人とする本件売買

契約及び本件立替払委託契約の成立の経過を概ね把握し、Y₂が真実の契約者であることを知っていたとして、加盟店契約上の義務違反を認め、また、Y₂は、Xに対し、真実の契約当事者を欺き、Aとの間で本件立替払委託契約を締結させたものであり、不法行為を構成するとして、Xの各請求を全部認容した(→個別判例研究⑥)。

次に、⑮東京地判令元・9・9(2019WLJPCA09098004)およびその控訴審判決である⑯東京高判令2・1・30(2020WLJPCA01306020)は、信販会社Xが、中古車販売業者Yを販売店とする自動車の売買契約に関し、ローン契約の取扱いを行ったところ、Yがローン契約の申込書に顧客自身の自署押印を得ることをせず、また、顧客に対し自動車を引き渡さなかったとして、Yに対し、XY間の基本契約上の債務不履行に基づく損害賠償又は同基本契約上の条項に基づく金員の返還等を請求した事案(Yの連帯保証人に対する請求については、省略する)に関するものである。本判決は、Xの主張するYの加盟店契約違反の事実を認め、Xが出捐した金員から第三者弁済を受けた額を控除した額の限度で、損害賠償請求を認容した。なお、基本契約上の条項に基づく金員の返還請求は、本件ローン契約が顧客との間で有効に成立していることを前提とする請求であるところ、本件においてはその前提を欠くとして、棄却された。なお、本判決を不服として、Yが控訴したが、⑯は、⑮の判断を基本的に維持し、控訴を棄却した(→個別判例研究⑥)。

⑰東京地判令元・10・24(2019WLJPCA10248003)は、社会的にも耳目を引いた事件に関連する判決として、紹介しておく。すな

わち、信販会社Xが、成人式に用いる振袖等の販売等を営むA会社との間の加盟店契約上の規定(Aが顧客本人に対して商品等の引渡し若しくは提供をしていない場合やAの故意または重大な過失によりXが顧客に対してショッピングクレジット契約の代金を請求できない事態または著しく困難な事態が生じた場合、Xは払済みの立替金をAに請求できること等を内容とする)に基づいて、Aの連帯保証人Yに対し、立替金の返還を請求したのに対し、裁判所は、Xの請求の大部分を認容した。なお、Xの請求の中には、Aからの債務不履行がなかった顧客に対するショッピングクレジット代金も、Aの営業停止が世間の耳目を集めたことによりXの顧客に対する請求が不能または著しく困難となったとの主張に基づいて、含ませられていたが、このような請求は、棄却された。併せて注意しておきたい。

さらに、⑱東京地判令元・12・19(2019WLJPCA12198010)も出ている。信販会社Xと宝石等販売業者Y₁との間で、XとY₁の顧客との間の商品販売に関し「Yが立替払いの対象となるYとその顧客との間の売買契約等が存在しないにもかかわらずXより立替払金の支払を受けた場合にはXに生じた損害を賠償し、その損害額を立替払金の額とする」旨の約定を含む立替払の基本契約が締結されており、Y₁とY₁の顧客との間の商品販売につき同契約に基づき立替払が行われたところ、当該商品販売はY₁が各顧客の名義を借りてXに申し込んだものであったという事案において、事実関係等につき、当事者間には争いがなく、Y₁に対する本件取引基本契約に基づく損害賠償請求及びY₁の取締役であるY₂に対する会社法429条1項に基づく損害賠償

請求が認容された事例である。

5 売買目的物の所有権留保と購入者の破産

⑱大阪地判令元・12・20(判時2462号41頁)は、破産者が自動車販売会社から購入した自動車の代金を立替払して破産者に対する立替金等債権を有していた信販会社Yが、契約上帰属清算が予定されている留保所有権に基づいて破産者から自動車の引渡しを受けて、自動車を査定し、破産者に不足額を通知し、その後第三者に自動車を売却したのに対し、破産管財人Xが、前記一連の行為を否認すると意思表示をして、自動車の返還に代わる価額償還等を求めた事案に関する。本件においては、破産者がYに自動車を引き渡した後に、支払の停止がされ、その後不足額の通知がされたことから、債務消滅の効果が生ずるのが、自動車引渡し時か(不足額通知は、破産法162条1項にいう「債務の消滅に関する行為」には当たらないことになる)、不足額通知時か(不足額通知は、破産法162条1項にいう「債務の消滅に関する行為」に当たることになる)が、争われた。本判決は、後者の主張に軍配を挙げ、Xの請求を一部認容した。なお、Yは、本件不足額通知が偏頗行為として否認されとしても、留保所有権に基づき破産者から、自動車の引渡しを受けているから、占有権限を有していた旨も主張したが、本判決は、最二判平22・6・4民集64巻4号1107頁を援用し、Yは、立替払契約により、立替金等債務を担保するために留保された所有権を新たに取得したにすぎず、自動車の登録手続もしておらず、破産手続開始後に破産管財人に対抗できる権利を有していたとはいえないとして、Yの主張を容れなかった。

IV. 暗号資産

今期は、暗号資産に関する裁判例で、キャッシュレス取引の法的問題を考える際に参考になりうるという観点から興味深いものが、いくつか現れた。いずれも、暗号資産交換業者からの暗号資産不正流出事件に端を発した紛争に関するものである。本稿の最後に、それらを取り上げる。

まず、⑳東京地判平31・1・25(判時2436号68頁)は、Xが、暗号資産交換業者Yにビットコイン購入用の金銭を預託していたところ、何者かが、Xに無断で、Xの預託していた金銭をビットコインに交換し、これを外部のビットコインアドレスに送付したことについて、(ア)第1次的には、XY間の金銭消費寄託契約に基づき預託金の返還を請求し、(イ)第2次的には、Yが、Xとの契約上、不正アクセス者による機密取得及び不正取引防止のためのシステム構築義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったとして、債務不履行に基づき、本件交換及びその後の引出しによって失った預託金相当の損害等の賠償を、また、(ウ)第3次的には、前記のYのシステム構築義務違反が、Xに対する不法行為を構成するとして、不法行為に基づき、失った預託金相当の損害の賠償等を求めた事案についての判決である。本判決は、本件不正取引が行われた時点(平成29年2月)における法令、取引実務の取り扱い及びセキュリティ技術の水準等を踏まえて、Yにシステム構築義務違反が認められないとし、(ア)の請求は、Yの利用規約の定める免責条項の適用により、(イ)(ウ)の請求は、Yの義務違反が認められないことにより、いずれも理由がな

いとした(→個別判例研究^[7])。

②1東京地判令2・3・2(金判1598号42頁)は、暗号資産交換業者であるYが開設するウェブサイト上で提供されるサービスを利用するためのXのアカウントが第三者による不正アクセスを受け、ビットコインが外部に送付される不正取引がされた場合において、当該不正取引によりXに生じた損害に係る免責規定に基づいて、当該不正取引の効力がXに及ぶか等が争点になった事案である。本判決は、第三者による不正取引が行われた原因は、Xが初回ログインパスワードの変更をせずに使用し、また、転送先メールアドレスのアカウントで用いていたパスワードの一部をPINコードに使い回したため、転送先メールアドレスのアカウントがハッキングされただけで本件アカウントの全ての認証が突破されてしまったことにあるとした上で、Yにおいてユーザーが初回ログインパスワードを変更しないまま利用できてしまう仕組みを採用してはいたものの、初回ログインパスワードを変更するよう注意を喚起し、二段階認証の設定を強く推奨し、ワンタイムパスワードについてメール発行を選択する場合のリスクにつきXを含むユーザーにアナウンスする等していたから、Xに不正取引を防止する対策を怠った過失があるともいえないと述べて、本件不正取引の効力がXに及ぶと判断し、Yを勝訴させた(→個別判例研究^[7])。

②2東京地判令31・2・4(金法2128号88頁)は、Yとの間で暗号資産交換に関するサービスの利用契約を締結して同サービスを利用したXが、暗号資産流出事故を受けてYにおいて予告なく同サービスの提供を停止したことが債務不履行に当たり、Xから同サービスの

利用契約を解除したと主張して、Yに対し、解除に基づく原状回復請求をした事案において、本件利用契約に使用された免責条項につき消費者契約法8条及び10条該当性を否定した上で、同免責条項の適用等により請求を棄却した事例である(→個別判例研究^[8])。